

生活保護法第50条の2の規定により、次の介護機関から変更及び廃止の届出がありました。

平成18年11月15日

京都市長 榎本頼兼

介護機関名称変更

サービスの種類	変更前名称	変更後名称	変更年月日
訪問介護	全労済在宅介護サービスセンターきょうと	全労済在宅介護サービスセンターきょうと	平成18年7月28日
介護予防訪問介護	全労済在宅介護サービスセンターきょうと	全労済在宅介護サービスセンターきょうと	平成18年7月28日

介護機関廃止

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
訪問介護	(株)ケア・サポート朱雀事業所	中京区壬生西檜町31番地 シャリテ壬生1F	平成18年7月31日
訪問介護	(株)ケア・サポート東山事業所	東山区大和大路松原東入2 丁目轆轤町107番地	平成18年7月31日
居宅療養管理指導	高塚歯科	左京区高野東開町13番地 ウイング5 3階	平成18年4月30日
居宅療養管理指導	ヤシロ薬局	山科区東野八代町2番地	平成18年9月1日
介護予防訪問介護	(株)ケア・サポート朱雀事業所	中京区壬生西檜町31番地 シャリテ壬生1F	平成18年7月31日
介護予防訪問介護	(株)ケア・サポート東山事業所	東山区大和大路松原東入2 丁目轆轤町107番地	平成18年7月31日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)